（令和５年８月１日現在）

更新通知はがきで優良運転者に該当する方(県外更新可と記載のある方のみ)は、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会（経由地公安委員会）を経由しての更新手続ができます。

ただし、運転免許証に身体の障害による条件(眼鏡又は補聴器の使用を除く)がある方、運転免許証の記載事項変更届出又は再交付の申請を同時にされる方は申請できません。また、前回の免許更新時に「やむを得ない理由」により免許が失効し、失効後６ヶ月以内に免許を再取得した方も申請できません。

■県外での免許更新申請手続(住所地が奈良県の方)

◎手続ができる期間
・誕生日の１ヶ月前から誕生日までの間(誕生日を過ぎると手続ができません)

◎必要な物
・運転免許証、更新通知はがき、申請用写真１枚※(注)参照
・高齢者講習の方（７０歳以上）
　７０～７４歳⇒高齢者講習終了証明書等
　７５歳以上　⇒認知機能検査結果通知書等、高齢者講習修了証明書等
　　運転技能検査受検結果証明書等（必要な方のみ）

◎手数料
・更新手数料　２，５５０円分の奈良県収入証紙
・経由手数料　　５５０円(申請先の都道府県の収入証紙)
・講習手数料　　５００円(　　同　　上　　)

◎暗証番号(４けたの数字２組）が必要です。

◎新免許証の交付
・申請から約３週間後に、奈良県の運転免許センターで交付します。郵送(郵送料が別途必要）を希望される方は、申請時に受付窓口で申し込んでください。
・交付時間　月曜日～金曜日:８：３０～１７：００、日曜日:８：３０～１６：００
　　※土曜日、祝日、振替休日、年末年始(12/29 ～ 1/3）を除く
・今お持ちの運転免許証を持参してください。

◎受付時間・場所が都道府県により異なりますので、事前に申請する都道府県の運転免許センター等又は各都道府県のホームページ等で確認してください。

◎申請先公安委員会が行った適性検査（視力検査等）の結果によっては、奈良県公安委員会で改めて適性検査を行う場合があります。この場合は、奈良県公安委員会から連絡します。

◎経由申請に限り更新時講習は申請先の公安委員会で受講できます。

◎奈良県収入証紙は、奈良県運転免許センター、各警察署内交通安全協会で販売しています。県外、その他の販売場所については、奈良県会計局会計課(0742-27-8912)で確認してください。

■免許センターでの経由免許更新申請手続(住所地が奈良県以外の方)

◎手続ができる期間
・誕生日の１ヶ月前から誕生日までの間(誕生日を過ぎると手続ができません)

◎受付曜日・時間
・月曜日～金曜日及び日曜日　午前８：３０～９：３０　午後１：００～２：００
（土曜日、祝日、振替休日、年末年始(12/29 ～ 1/3)は除く。）
　※経由更新申請の受付は、免許センターのみで警察署では行っていません。

◎必要な物
・運転免許証、更新通知はがき、申請用写真１枚※(注)参照
・高齢者講習の方（７０歳以上）
　７０～７４歳⇒高齢者講習終了証明書等
　７５歳以上　⇒認知機能検査結果通知書等、高齢者講習修了証明書等
　　運転技能検査受検結果証明書等（必要な方のみ）

◎手数料
・更新手数料　２，５５０円分の申請者の住所地の収入証紙等
・経由手数料　　５５０円(奈良県の収入証紙)
・講習手数料　　５００円(　　同　　上　　)

◎暗証番号(４けたの数字２組）が必要です。

◎奈良県公安委員会が行った適性検査(視力検査等)の結果によっては、住所地の公安委員会で改めて適性検査をすることがあります。この場合は、住所地公安委員会から連絡します。

◎新免許証の交付に際し郵送申込みをされる方は、別に郵送代 1,800 円が必要です。

(注)【申請用写真について】
　縦３㎝、横２．４㎝、６ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で人物が鮮明なもの。なお、医療上又は宗教上の理由がある場合は、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を覆う医療用の帽子(つばのないもの)・かつら・ウィッグ・スカーフ等の使用を認めています。事前にご相談ください。

問合せ先：運転免許センター
（ＴＥＬ）0744-22-5541　（ＦＡＸ）0744-22-5685